

Business News

第219号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。またBusiness Newsを定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号では、「平成29年度税制改正」における法人税の改正ポイントについて、小嶋税務会計事務所より寄稿いただきました。

平成29年度税制改正（1）法人税

平成29年度税制改正法が3月27日、参院本会議で可決・成立し、4月1日から施行されました。法人税に関する主な改正のポイントをご案内いたします。

1. 中小企業の優遇政策

(1) 中小企業に対する法人税の軽減税率の延長（租税特別措置）

中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されているところを、時限的な特別措置としてさらに税率15%に軽減されています。この特別措置が、平成30年度末まで2年間延長されます。

(2) 中小企業向け租税特別措置の適用除外

平成31年4月1日以後に開始する事業年度より、中小企業向けの各租税特別措置について、過去3事業年度の平均所得金額が年15億円を超える事業年度については、適用が受けられなくなります。

2. 所得拡大促進税制の拡大

大法人の税額控除額は、雇用者給与等支給増加額の10%が上限でしたが、一定の要件を満たせば、最大12%まで控除することができます。

3. 役員報酬における定期同額給与の損金要件の拡大

定期同額給与の範囲に、税及び社会保険料の源泉徴収等後の金額（手取額）が毎月同額である定期給与も追加されることとなります。

4. 法人税の申告期限の見直し

法人税の申告期限は、事業年度終了の日から原則2か月以内、特例として3か月以内と定められています。この特例について、一定の要件に該当すれば、事業年度終了の日から6か月以内に申告すればよいこととなります。

今回の税制改正により、大法人と同じレベルの所得をあげている中小法人については、優遇が縮小されます。しかし、課税所得が年800万円までの15%の法人税率の適用は、2年間延長されました。その他に、試験研究、賃上げなどを行った法人については、税額控除の幅が拡大されました。

※その他詳細は、財務省HP「税制改正の概要」をご覧ください。

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/index.html

(小嶋税務会計事務所)